

令和3年度

指定管理者監査報告書

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園

指定管理者 多摩市健幸スポーツパートナーズ

主管部課 暮らしと文化部スポーツ振興課

環境部公園緑地課

令和4年2月17日

多摩市監査委員

令和3年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和4年2月17日

多摩市監査委員 込山 博
多摩市監査委員 荒谷 隆見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 公の施設

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園

(2) 指定管理者

多摩市健幸スポーツパートナーズ

(3) 主管部課

くらしと文化部スポーツ振興課（多摩市立総合体育館、多摩市体育施設）

環境部公園緑地課（多摩東公園）

3 監査の範囲

令和2年度における監査対象施設の指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて令和3年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

4 監査の期間

令和3年10月12日から令和4年2月16日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

(1) 指定管理者

- ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか
- イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行われているか
- ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行われているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか
- オ 利用促進のための努力はなされているか

(2) 主管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確且つ適正に行われているか
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切なる指導等が行われているか
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

6 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、指定管理者である多摩市健幸スポーツパートナーズ、主管課であるスポーツ振興課及び公園緑地課から提出された関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

第2 監査の結果及び意見

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園の指定管理者である多摩市健幸スポーツパートナーズ及び主管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の運営管理及び関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、意見として下記に述べる。

1 指定管理者（多摩市健幸スポーツパートナーズ）

(1) 収支計画書について

収支計画書は、当該年度の収入と支出の予定額を費目ごとに整理していたが、当該年度に実際に収入支出した収支報告書と比べて費目が細分化されていなかった。例えば、収支計画書では人件費、需用費などの費目で分類しているものが、収支報告書では人件費を給料、福利厚生費などにさらに細分化し整理していた。収支計画書も収支報告書と同様に内容がわかりやすくなるよう整理されたい。

(2) 収支報告書について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設の閉館や開館時間の短縮が実

施され、一部のスタッフ等に休業が発生し、国から雇用調整交付金が交付されたが、収支報告書では人件費を減額する支出費目として整理していた。同交付金は、人件費の支出を補填するものではあるが、収入の費目として整理するべきものである。適正に処理されたい。

2 主管部課（くらしと文化部スポーツ振興課）

(1) 指定管理料について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園では、施設の利用者数が減少するとともに、利用料金収入が大幅な減収となった。市は、指定管理者と協議を行い、指定管理料を増額し追加で支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による損失を補填している。また、損失の確定に基づき、指定管理料の清算を行うこととしているが、清算行為が遅れていることが判明した。

指定管理料に清算が生じた場合は、速やかに行うべきである。市は、指定管理者との連携を密にとりながら、再発防止に取り組むとともに、正確かつ迅速な事務の執行に取り組まれない。

第3 指定管理の概要

1 施設の概要（令和3年10月31日現在）

(1) 総合体育館

	名称	多摩市立総合体育館
	位置	多摩市東寺方 588 番地 1
規模	構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階
	敷地面積	14,180 m ²
	延床面積	7,692 m ²
	竣工	昭和 58 年 8 月 30 日 ※平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日にかけて改修工事を実施
	施設	第 1 スポーツホール (1,789.2 m ²)、第 2 スポーツホール (874.4 m ²)、第 3 スポーツホール (197.2 m ²)、第 4 スポーツホール (243.5 m ² フロリング)、第 5 スポーツホール (208.4 m ² 畳 84 畳)、第 6 スポーツホール (128.3 m ²)、第 7 スポーツホール (104.6 m ²)、第 1 会議室 (146.9 m ²)、第 2 会議室 (74.0 m ²)、サービス施設 (更衣室、シャワー室、レストランなど)、多目的トイレ、事務室、医務室、駐車場、子ども広場、駐輪場など

(2) 武道館

	名称	多摩市立武道館
	位置	多摩市諏訪四丁目9番地
規模	構造規模	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階
	敷地面積	71,042.6 m ² (多摩東公園全体)
	延床面積	2,048 m ²
	竣工	昭和61年4月 ※平成31年4月1日から令和2年2月28日にかけて改修工事を実施
	施設	武道場 (1,269 m ²)、師範室 (37.94 m ²)、会議室 (64.79 m ²)、サービス施設 (更衣室、シャワー室)、障害者用トイレ、事務室、医務室など

(3) 陸上競技場

	名称	多摩市立陸上競技場
	位置	多摩市諏訪四丁目9番地
規模	構造規模	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階 地下1階
	敷地面積	71,042.6 m ² (多摩東公園全体)
	延床面積	競技場面積 20,675 m ² (事務所兼倉庫 1,076 m ²)
	竣工	昭和61年4月 ※平成31年4月1日から令和2年2月28日にかけて改修工事を実施
	施設	フィールド (13,340 m ²)、トラック1周400m×8コース (4,650 m ²)、審判控室 (26.73 m ²)、記録室 (50 m ²)、会議室 (32.94 m ²)、サービス施設 (更衣室、シャワー室)、だれでもトイレ、事務室、医務室、観覧席など

(4) 体育施設

ア 野球場

施設名	施設概要	所在地
一本杉公園野球場 (管理事務所)	グラウンド(両翼91m、本塁中堅間120m) 定員10,030人	多摩市南野二丁目 14番地1
関戸公園野球場	グラウンド(両翼90m、本塁中堅間109m)	多摩市関戸三丁目 2番地23先
諏訪南公園野球場 (兼球技場)	グラウンド(左翼75m、右翼66m、 本塁中堅間124m)	多摩市諏訪五丁目 14番地1
諏訪北公園野球場	グラウンド(両翼75m、本塁中堅間84m)	多摩市諏訪三丁目 11番地
貝取南公園野球場	グラウンド(両翼75m、本塁中堅間84m)	多摩市貝取四丁目 13番地

イ 庭球場

施設名	施設概要	所在地
一本杉公園庭球場 (管理事務所)	テニスコート(4面 砂入り人工芝) 夜間照明、更衣室(水シャワー、トイレ)	多摩市南野二丁目 14番地1
永山南公園庭球場	テニスコート(2面 砂入り人工芝)	多摩市永山四丁目 7番地12
諏訪北公園庭球場	テニスコート(2面 砂入り人工芝) 壁打(1ヶ所・砂入り人工芝)	多摩市諏訪三丁目 11番地
貝取北公園庭球場	テニスコート(2面 砂入り人工芝)	多摩市貝取二丁目 1番地1
愛宕東公園庭球場	テニスコート(3面 砂入り人工芝)	多摩市愛宕一丁目 66番地
一ノ宮公園庭球場	テニスコート(2面 クレーコート)	多摩市一ノ宮 1049番地先
連光寺公園庭球場	テニスコート(2面 砂入り人工芝) 夜間照明	多摩市連光寺五丁目 8番地6
多摩東公園庭球場 (管理事務所)	テニスコート(6面 砂入り人工芝、 1面 クレー) 壁打(2ヶ所 クレー、ハード) 更衣室、トイレ、倉庫、管理人室	多摩市諏訪四丁目 9番地
奈良原公園庭球場	テニスコート(4面 砂入り人工芝)	多摩市鶴牧四丁目 4番地

ウ 球技場

施設名	施設概要	所在地
諏訪南公園球技場 (兼野球場)	グラウンド (50m×90m)	多摩市諏訪五丁目 14番地1
貝取南公園球技場	グラウンド (55m×85m)	多摩市貝取四丁目 13番地
一ノ宮公園球技場	グラウンド (50m×110m)	多摩市一ノ宮 1049番地先
宝野公園球技場	グラウンド (65m×110m) (土壌改良火山灰使用)	多摩市落合五丁目 5番地
和田公園球技場	グラウンド (55m×78m) (土壌改良火山灰使用)	多摩市和田 795番地

エ キャンプ練習場

施設名	施設概要	所在地
大谷戸公園キャンプ練習場 (管理事務所)	定員 120人 約 800㎡ かまど 12基、キャンプファイヤーサークル 1基、キャンプサイト 15ヶ所など	多摩市連光寺五丁目 17番地1

(5) 多摩東公園

名称	多摩市立多摩東公園	
位置	多摩市諏訪四丁目9番地	
規模	面積	71,042.6㎡
	施設	トイレ、水飲み、ベンチ、陸上競技場側駐車場、武道館側駐車場など

2 指定管理者の選定

総合体育館及び体育施設は、市が管理運営を行ってきたが、公の施設の管理に民間や市民の力を活用する指定管理者制度を導入したことにより、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、公募によりフクシ・ハリマ共同事業体を同施設の指定管理者として選定し、管理を行わせた。その後の平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2年間は、非公募により、引き続きフクシ・ハリマ共同事業体を指定管理者として選定した。現在、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間については、武道館、陸上競技場、多摩東公園を追加して公募にて選定を行い、多摩市健幸スポーツパートナーズを指定管理者として選定し、管理を行わせている。多摩市健幸スポーツパートナーズは3社の共同事業体であり、代表企業が株式会社フクシ・エンタープライズ、構成企業が株式会社ハリマビステム及び日本体育施設株式会社である。

3 市と指定管理者との協定等の内容

- (1) 指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。【基本協定書第7条】
- (2) 本業務の範囲は次のとおりとする。【基本協定書第10条】
 - ア 事業に関する業務
 - イ 施設管理に関する業務
 - ウ 他の公共施設の公金等収納及び還付業務
- (3) 指定管理者は、基本協定、業務仕様書、年度協定、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って業務を実施するものとする。【基本協定書第15条】
- (4) 指定管理者は、施設等の機能及び特性を十分に把握し、必要人員体制を整え、施設等の保全業務、防災業務を万全に遂行し、利用者の安全を確保しなければならない。また、事業実施に際し、利用者の快適で安心な施設利用を担保しなければならない。【基本協定書第20条】
- (5) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び多摩市個人情報保護条例を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざん等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。【基本協定書第23条】
- (6) 市は、本業務実施の対価として、指定管理者に指定管理料を支払う。【基本協定書第30条】
- (7) 指定管理者は、施設等の利用の対価として施設利用者から支払われる施設利用料を指定管理者の収入として収受するものとする。【基本協定書第32条】
- (8) 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。【基本協定書第50条】

4 事業の概要

スポーツ施設は、安全で快適なスポーツ・レクリエーション活動やふれあいの場、社会参加の場を提供する、健康及び福祉の増進に寄与する施設としての機能を有するよう、都市公園は、休息、鑑賞、散歩、運動利用等の一般公衆のオープンスペースとしての存在意義を有するよう管理運営を行い、民間活力を導入することで、一体管理による新たな賑わいを創出しながら、効率の良い管理運営を行うものである。

5 施設の利用状況

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合体育館（個人開放）	109,962	100,132	30,497
総合体育館（団体利用）	103,800	84,364	76,074
野球場	47,293	52,610	49,719
球戯場	42,210	38,575	43,694
庭球場	111,642	101,197	121,689
キャンプ練習場	5,484	5,040	1,608
武道館	34,525	改修のため閉館	20,622
陸上競技場	39,735	改修のため閉館	19,762
合 計	494,651	381,918	363,665

6 指定管理者の収支

多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園の指定管理者の令和2年度の収支決算状況は別表のとおりである。

令和2年度の収入決算額は272,227,547円で、支出決算額は268,430,679円で差引額は3,796,868円である。

指定管理料は、208,621,322円であるが、多摩東公園の光熱水費については、年度末に清算をしており、返還分の3,543,312円を差し引くと205,078,010円である。また、令和元年10月に発生した台風に対応して指定管理者が負担した費用及び避難所開設に伴い利用ができなかった範囲の利用料金について、220,467円を補償しており、別表の収支計算書には含めていない。さらに、新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年2月28日から休館等の措置を講じたため、施設の利用者数が減少するとともに、利用料金収入が大幅に減収しており、市は指定管理料を増額し追加で支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による損失を補填している。令和元年度分（令和2年2月28日から令和2年3月31日分）の損失補填額は、3,401,087円、令和2年度分の損失補填額は22,534,322円である。令和元年度分の3,401,087円は、別表の収支計算書には含めていない。したがって、令和2年度に市から支払われた多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園の指定管理料の総額は208,699,564円である。

【別 表】

令和2年度 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園収支計算書

(単位：円)

費 目	予 算	実 績	差 額
収入 (A)	280,638,000	272,227,547	▲ 8,410,453
指定管理料	186,087,000	208,621,322	22,534,322
利用料金	92,928,000	63,002,629	▲ 29,925,371
総合体育館	10,218,000	10,344,981	126,981
体育施設	60,610,000	55,222,650	▲ 5,387,350
武道館	2,851,000	1,647,312	▲ 1,203,688
陸上競技場	1,657,000	1,039,100	▲ 617,900
指定事業分	27,005,000	10,990,130	▲ 16,014,870
利用料金還付分	▲ 9,413,000	▲ 16,241,544	▲ 6,828,544
その他	1,623,000	603,596	▲ 1,019,404
光熱水費収入（総合体育館及び屋外体育施設）	691,000	455,639	▲ 235,361
光熱水費収入（武道館及び陸上競技場）	140,000	0	▲ 140,000
コピー使用料収入	42,000	22,240	▲ 19,760
利息（口座）	0	17	17
選挙開票所管理	0	27,500	27,500
自主事業収益・物販収益からの繰入金収入	750,000	0	▲ 750,000
広告掲出費	0	98,200	98,200
支出 (B)	280,638,000	268,430,679	▲ 12,207,321
総合体育館管理運営費	132,083,000	126,840,779	▲ 5,242,221
人件費（給与・福利厚生費等）	81,661,000	89,607,144	7,946,144
需用費（消耗品・光熱水費等）	21,385,000	15,249,389	▲ 6,135,611
役務費（保険料・広告宣伝費等）	3,675,000	3,181,765	▲ 493,235
委託料（保守点検・業務費）	11,725,000	11,418,880	▲ 306,120
使用料及び賃借料（トレーニング機器等）	5,521,000	4,583,049	▲ 937,951
原材料費	16,000	0	▲ 16,000
備品購入費	350,000	138,670	▲ 211,330
その他（報償費等）	7,750,000	2,661,882	▲ 5,088,118
屋外体育施設運営費（一本杉公園野球場を除く）	25,862,000	26,185,033	323,033
人件費（給与・福利厚生費等）	16,596,000	19,295,731	2,699,731
需用費（消耗品・光熱水費等）	2,350,000	1,214,153	▲ 1,135,847
役務費（通信運搬費）	30,000	32,760	2,760
委託料（保守点検・業務費等）	6,586,000	5,386,034	▲ 1,199,966
備品購入費	300,000	256,355	▲ 43,645
一本杉公園野球場運営費	21,194,000	20,181,876	▲ 1,012,124
人件費（給与・福利厚生費等）	6,520,000	7,881,316	1,361,316
需用費（消耗品・光熱水費等）	4,592,000	3,388,159	▲ 1,203,841
役務費（通信運搬費）	80,000	88,603	8,603
委託料（保守点検・業務費）	9,856,000	8,823,798	▲ 1,032,202
原材料費	16,000	0	▲ 16,000
備品購入費	130,000	0	▲ 130,000
大谷戸公園キャンプ練習場管理運営費	1,880,000	735,715	▲ 1,144,285
需用費（消耗品・光熱水費等）	264,000	82,485	▲ 181,515
役務費（通信運搬費）	36,000	34,638	▲ 1,362
委託料（業務費）	1,580,000	618,592	▲ 961,408

(単位：円)

費目	予算	実績	差額
多摩東公園管理運営費	21,454,000	21,030,842	▲ 423,158
需用費（消耗品・修繕費）	200,000	120,402	▲ 79,598
役務費（広告宣伝費）	0	68,740	68,740
委託料（保守点検・業務費）	21,154,000	20,841,700	▲ 312,300
使用料及び賃借料	100,000	0	▲ 100,000
武道館管理運営費	43,320,000	34,918,266	▲ 8,401,734
人件費（給与・福利厚生費等）	11,679,000	14,318,304	2,639,304
需用費（消耗品・光熱水費等）	10,550,000	7,773,815	▲ 2,776,185
役務費（通信運搬費・広告宣伝費等）	530,000	45,522	▲ 484,478
委託料（保守点検・業務費）	15,933,000	10,801,834	▲ 5,131,166
使用料及び賃借料	812,000	685,068	▲ 126,932
備品購入費	50,000	32,973	▲ 17,027
その他	3,766,000	1,260,750	▲ 2,505,250
陸上競技場管理運営費	20,800,000	18,935,907	▲ 1,864,093
需用費（消耗品・修繕費）	250,000	74,225	▲ 175,775
役務費（通信運搬費）	70,000	0	▲ 70,000
委託料（保守点検・業務費）	19,673,000	18,387,006	▲ 1,285,994
使用料及び賃借料	232,000	112,116	▲ 119,884
備品購入費	400,000	362,560	▲ 37,440
その他	175,000	0	▲ 175,000
本社経費	2,400,000	2,400,000	0
租税公課	11,645,000	13,658,949	2,013,949
多摩東公園光熱水費清算分	0	3,543,312	3,543,312
収入支出差額 (A) - (B)	0	3,796,868	—